

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条の規定に基づく情報の公表

令和6年6月  
参議院事務局

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条の規定に基づき、参議院事務局における女性の職業選択に資する情報を公表いたします。

○ 採用した職員に占める女性職員の割合（令和5年度採用）

行政職等（総合職・一般職等）	議院警察職（衛視）	計
57.1%	20.0%	53.2%

○ 職員に占める女性職員の割合（令和6年1月1日現在）

行政職等	議院警察職	計
42.4%	10.7%	37.1%

○ 管理的地位にある職員（※）に占める女性職員の割合（令和6年1月1日現在）

16.1%	（※）特別給料表適用職員（秘書参事は5号給以上の職員）、指定職給料表適用職員及び行政職給料表（一）7級以上の職員
-------	--

○ 各役職段階にある職員（※）に占める女性職員の割合（令和5年1月1日、令和6年1月1日）

役職段階	指定職相当	本省課室長相当職	地方機関課長・本省課長補佐相当職	係長相当職
女性職員割合	令和6年 14.3%	16.5%	48.7%	38.2%
	令和5年 16.2%	16.6%	50.7%	36.0%

（※）各役職段階の考え方は、「職員の給与の男女の差異の情報公表」と同様。

○ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区分	取得対象職員数 ※1	育児休業		新規取得者の取得期間別内訳							
		新規取得者数 （うちR4.3.31以前出産）	取得率 ※2	5日未満	5日以上 2週間未満	2週間以上 1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超
女性職員	13人	14人 (1人)	107.7%	-	-	-	-	-	4人	1人	9人
内訳	行政職等	12人	100.0%	-	-	-	-	-	3人	1人	8人
	議院警察職	1人	200.0%	-	-	-	-	-	1人	-	1人
男性職員	22人	20人 (2人)	90.9%	-	1人	13人	1人	2人	-	2人	1人
内訳	行政職等	12人	66.7%	-	-	2人	1人	2人	-	2人	1人
	議院警察職	10人	120.0%	-	1人	11人	-	-	-	-	-

※1 女性職員：令和5年4月1日から令和6年3月31日に出産した女性職員から、令和6年4月1日時点で産前産後休暇中の者を除いた数

男性職員：令和5年4月1日から令和6年3月31日に妻が産出した男性職員数

※2 取得率 = 当該年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る。）の数（a）に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した職員数（b）の割合（b/a）（注）

（注）育児休業が取得可能となった年度には取得せずに、翌年度になって新たに取得した職員を含むことがあるため、取得率が100%を超える場合がある。

○ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

取得要件を満たす男性職員数	配偶者出産休暇			育児参加休暇			いずれか一方又は両方の休暇		
	取得者数	取得率	平均取得日数	取得者数	取得率	平均取得日数	取得者数	取得率	合計平均取得日数
22人	21人	95.5%	2日	18人	81.8%	3.7日	21人	95.5%	5.2日

配偶者出産休暇・育児参加休暇の合計取得日数の分布状況	0日超 1日未満	1日以上 2日未満	2日以上 3日未満	3日以上 4日未満	4日以上 5日未満	5日以上 6日未満	6日以上 7日未満	7日
	0人	0人	3人	2人	3人	1人	4人	8人

○ 職員（※）の年次休暇等の取得日数の状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

	全体	行政職等	議院警察職
平均取得日数	15.52日	15.75日	14.57日

（※）対象期間の全期間を在職した常勤職員（育児休業、有給・無給休暇及び介護休暇期間の有る職員、育児短時間勤務職員、再任用職員、研修又は出張期間が1箇月以上ある職員を除く）

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：参議院事務局

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	104.9%
全職員	85.5%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、規程に定める給料表等に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	100.1%
本省課室長相当職	93.9%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.4%
係長相当職	86.4%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.6%
31～35年	86.4%
26～30年	91.1%
21～25年	84.8%
16～20年	86.2%
11～15年	82.5%
6～10年	82.8%
1～5年	85.7%

\* 役職段階の考え方は以下のとおり。

- ・ 指定職相当：特別給料表の適用を受ける職員（議長又は副議長の秘書参事を除く。（※））及び指定職給料表の適用を受ける職員
- ・ 本省課室長相当職：行政職給料表（一）7級から10級の職員
- ・ 地方機関課長・本省課長補佐相当職：行政職給料表（一）・速記職給料表・議院警察職給料表各5級及び6級の職員
- ・ 係長相当職：行政職給料表（一）・速記職給料表・議院警察職給料表各3級及び4級の職員並びに行政職給料表（二）4級及び5級の職員

※議長又は副議長の秘書参事は以下のとおり区分

【特別給料表（正副議長秘書参事）】

課室長相当職：5～12号給

課長補佐相当職：3・4号給

係長相当職：1・2号給

- \* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- \* 月の途中からの休職等により、給与を日割で支給した職員については、勤務日数に応じた算出をしている。
- \* 追給・戻入等による支給額の変更を算出の対象としている。
- \* 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、1月のうち勤務日が1、2日など、当該月のごく一部の勤務しかしていない職員については算出の対象から除外している。